

防犯機能付きの電話機で 特殊詐欺の対策しませんか？

高齢者の方の振り込め詐欺などの特殊詐欺被害や悪質な電話勧誘を未然に防ぐため、特殊詐欺対策電話機の購入費用などを補助します。



■対象者（次のすべてに当てはまる人）

- ・福山市内に住所があり居住している人
- ・当該事業年度の末日において65歳以上の人 ・市民税などを滞納していない人

※1世帯1台まで。過去にこの補助制度を活用した世帯は対象外。

■対象機器

- (1) 次のいずれかの機能を有する固定電話機または固定電話機に接続して用いる機器
- ア 着信音が鳴る前に相手に録音するメッセージを流し通話内容を自動的に録音する
 - イ 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
 - ウ 特殊詐欺を目的としていることが疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する
- (2) (1)と同等の機能を有する電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に関する費用

※(1)または(2)のどちらか1つ

■申請期間 2026年(令和8年)5月1日(金)から
2027年(令和9年)1月29日(金)まで

■ 募集件数

約 250 件（募集件数に達し次第、終了となります）

■ 補助内容

購入または設置に要する**費用の2分の1**（1,000 円未満の端数は切捨て）

・上限 10,000 円

- ・1 世帯あたり 1 台まで。
- ・ナンバー・ディスプレイなど付随サービスの加入等の費用は対象外です。
- ・クレジットカードなどのポイントを使って購入された場合は、そのポイントに相当する額は補助対象になりません。

■ 手続方法

- ① 申請書に「見積書」、「カタログの写し」等を添付して持参又は郵送にて提出
- ② 決定通知書が届いたら、対象機器を購入し設置する
- ③ 設置後は次の書類を持参又は郵送にて提出
 - ・実績報告書兼請求書に「領収書」を添付したもの
 - ・支払相手方登録依頼書（口座振込依頼書）
 - ・申請者の振込口座通帳の写し

■ 申請窓口・問い合わせ先

福山市 市民生活課 本庁舎 1 階

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号 ☎084-928-1077

申請書類は市民生活課窓口のほか、各支所の市民サービス課及び保健福祉課、各分室・分所、市ホームページから入手できます。

■ 注意事項

- ・この制度を利用するには、購入の前に事前の手続きが必要です。
- ・この制度を利用した場合、使用状況等のアンケートにご協力をお願いします。
- ・機器の設置により振り込め詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。
- ・特殊詐欺が疑われる電話があったときは家族や警察、市役所などにご相談ください。